

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

平成23年3月31日

株式会社ヴィ・クルー

佐藤 全 殿

自動車交通局技術安全部技術企画課

国際業務室長

平成23年3月28日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事項のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関や検査機関等の判断や罰則の適用を含めた司法判断や行政処分を拘束するものではありません。

## 記

### 1 回答

照会のあった事実については、照会法令の適用対象は以下の通りとなる。

- ① 道路運送車両の保安基準第42条に基づく道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下「細目告示」という。）第30条第4項から第6項まで、第9項及び第11項は適用の対象とならない。
- ② 細目告示第30条第2項、第3項、第7項、第8項及び第10項は適用対象となる。

### 2 当該事実が照会法令の適用対象となることに関する見解及び根拠

- ① 細目告示第30条第2項は、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が燈色の灯火で照明部の上縁が2.5m以下のもの又は灯光の色が赤色の灯火について規定しているものである。当該1)及び2)の灯火については、後方を照射若しくは後方に表示する灯光の色が緑黄色であるものにあつては、当該条項に適合しているものと判断される。
- ② 細目告示第30条第3項は、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が白色の灯火について規定しているものである。当該1)及び2)の灯火については、後方を照射若しくは後方に表示する灯光の色が緑黄色であるものにあつては、当該条

項に適合しているものと判断される。

- ③ 細目告示第 30 条第 4 項及び第 5 項は、自動車の前面ガラスの上方に備える灯火について規定しているものである。前面ガラスより下方に備える場合にあつては、当該条項の適用対象とならない。
- ④ 細目告示第 30 条第 6 項は、点滅する灯火または光度が増減する灯火について規定しているものである。点滅又は光度が増減する灯火でない場合にあつては、当該条項の適用対象とならない。
- ⑤ 細目告示第 30 条第 7 項は、反射器及び反射物について規定しているものである。当該 1) 及び 2) の灯火については、後方への反射光の色が白色ではないもの及び前方への反射光の色が赤色でないものであつては、当該条項に適合しているものと判断される。
- ⑥ 細目告示第 30 条第 8 項は、自動車に備える灯火の直射光又は反射光が、その自動車及び他の自動車の運転操作を妨げることを防止する規定である。当該 1) 及び 2) の灯火については、直射光又は反射光がその自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないものにあつては、当該条項に適合しているものと判断される。
- ⑦ 細目告示第 30 条第 9 項は、同条第 2 項第 1 号の 2 から第 2 号の 2 まで及び第 7 号に掲げる灯火について規定しているものである。本項に掲げられた灯火以外の灯火にあつては、当該条項の適用対象とならない。
- ⑧ 細目告示第 30 条第 10 項は、当該条項で定める灯火以外の灯火について光度を規定しているものである。光度が 300cd 以下である場合にあつては、当該条項に適合するものと判断される。
- ⑨ 細目告示第 30 条第 11 項は、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示する灯火についての規定である。火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示する灯火でない場合にあつては、当該条項の適用とならない。